

# 人 事 委 員 会 年 報

令 和 4 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会



# 目 次

## 第1 組織および運営

1 人事委員会	1
(1) 委員	1
(2) 委員会の会議	1
2 事務局	7
(1) 職員定数および現員	7
(2) 組織	7
(3) 事務分掌	8
(4) 令和4年度予算	9
3 人事委員会規則等の制定・改廃	10
(1) 規則	10
(2) 告示	12
(3) 訓令	12
4 条例案に対する意見	14
5 諸会議等	15

## 第2 任用関係事務

1 競争試験	17
(1) 試験の日程	17
(2) 試験区分および採用予定人員	18
(3) 受験資格および試験方法	19
(4) 試験の実施状況	22
2 障害者を対象とした職員採用試験	26
(1) 試験の日程	26
(2) 受験資格および試験方法	26
(3) 試験の実施状況	26
3 採用選考	27
4 昇任選考	28

## 第3 給与関係事務

1 給与に関する報告、勧告等	29
(1) 職員給与等実態調査	29
(2) 職種別民間給与実態調査	37
(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	40
(4) 職員の給与に関する報告および勧告	41
2 給与改定の概要	49
(1) 改定の内容	49

(2) 実施時期	49
3 給与に関する承認	49
第4 勤務時間その他の勤務条件等	
1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例	50
2 勤務条件適正化に向けた職員研修	50
第5 懲戒処分関係	
1 懲戒処分の状況	51
第6 公平審査関係事務	
1 勤務条件に関する措置の要求	52
2 不利益処分に関する審査請求	52
3 職員からの苦情相談	52
4 職員団体の登録	53
5 管理職員等の範囲の指定	54
(1) 本 庁	54
(2) 出先機関	55
6 公平審査事務の受託	56
第7 労働基準監督機関の職権行使	
1 適用事業所と労働基準監督機関	57
2 職権行使の状況	58
(1) 事業所調査	58
(2) 時間外・休日労働に関する協定(36協定)の実態調査	58
(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	58

# 第1 組織および運営

## 1 人事委員会

### (1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	池田美幸	昭31. 8. 29	(一期目) 令元. 12. 26 ～ 令5. 12. 25	(元) 滋賀県理事 (女性活躍担当) 令5. 1. 26 委員長就任
委員 (委員長職務 代理者)	尾賀康裕	昭30. 3. 4	(一期目) 令4. 4. 1 ～ 令4. 8. 3  (二期目) 令4. 8. 4 ～ 令8. 8. 3	(現) (株) 尾賀亀取締役会長 (現) 滋賀経済同友会特別幹事 令5. 1. 26 委員長職務代理者就任
委員	曾根寛	昭46. 3. 14	(一期目) 平30. 12. 22 ～ 令3. 7. 28  (二期目) 令3. 7. 29 ～ 令7. 7. 28	(現) 弁護士 令3. 1. 27～令5. 1. 25 委員長

### (2) 委員会の会議

開催期日	議題
令和4年 4月19日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <p>1 人事委員会規則の一部改正について (1) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</p> <p>&lt; 協議事項 &gt;</p> <p>1 令和4年度行事予定について</p> <p>&lt; 報告事項 &gt;</p> <p>1 令和4年職種別民間給与実態調査について 2 懲戒処分について 3 令和3年度各種採用試験実施結果について 4 令和3年度職員からの苦情相談処理報告について</p>
4月25日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <p>1 令和4年度滋賀県職員採用試験実施計画案等について (1) 令和4年度滋賀県職員採用試験実施計画案</p>

開催期日	議 題
(4月25日)	<p>(2) 「滋賀県職員採用試験（行政（アピール試験型））に係る評価基準」の一部改正について</p> <p>(3) 令和4年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）公告案</p> <p>(4) 令和4年度滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）公告案</p> <p>(5) 令和4年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度）公告案</p> <p>(6) 令和4年度就職氷河期世代を対象とした職員採用試験公告案</p> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <p>1 人事委員会事務局の組織目標について</p> <p>(1) 令和3年度組織目標の達成状況（案）</p> <p>(2) 令和4年度組織目標（案）について</p> <p>2 令和4年度行事予定について</p>
5月24日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 職員の採用選考について</p> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <p>1 職員からの苦情相談への対応について</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>1 上級試験の申込み状況について</p> <p>2 人事委員会におけるオンライン会議（環境テスト）の実施について</p>
6月23日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 職員の採用選考について</p> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <p>1 職員からの苦情相談への対応について</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>1 上級試験の受験状況について</p>
7月8日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 職員の採用選考について</p> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <p>1 職員からの苦情相談への対応について</p> <p>2 「給与等に関する報告および勧告」における言及内容の検討について</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>1 懲戒処分について</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>1 地方公務員の定年引上げについて</p> <p>2 職員採用試験に対する働きかけへの対応について</p>
7月25日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>(1) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>2 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>(1) 管理職員等の範囲を定める規則および職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</p>

開催期日	議 題
8月2日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について  (1) 令和4年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A・女性A）</p>
8月15日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について  (1) 令和4年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級）</p> <p>2 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）の実施について  (1) 令和4年度滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）公告案</p> <p>3 人事委員会規則の一部改正について  (1) 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案  (2) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案  (3) 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>1 人事院勧告・報告の内容について  2 採用候補者名簿の失効について  (1) 令和3年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級）  3 懲戒処分について</p>
9月9日	<p>&lt;協議事項&gt;</p> <p>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について  2 総合土木職採用試験の見直しの方向性について</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>1 採用試験の申込状況および実施状況について  (1) 滋賀県職員採用初級試験・滋賀県市町立小中学校事務採用試験の申込状況  (2) 就職氷河期を対象とした滋賀県職員採用試験の実施状況について  (3) 障害者を対象とした滋賀県職員採用試験の申込状況</p>
9月16日	<p>&lt;協議事項&gt;</p> <p>1 条例案に対する意見について  (1) 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案および滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例案</p> <p>2 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>1 懲戒処分について</p>
9月20日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 条例案に対する意見について  (1) 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案および滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例案</p>
9月30日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 議会（定例会議）の出席要請を受けている委員長が欠席する場合の代理出席者について  2 職員の任用に関する規則第7条第9号の「人事委員会が試験によることが不適当であると認める職」について</p> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <p>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について  2 通勤手当の日割り支給について</p>

開催期日	議 題
(9月30日)	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 懲戒処分について</li> <li>2 採用試験の実施状況について</li> </ol>
10月5日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</li> <li>2 審査請求の受理について</li> </ol>
10月14日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</li> </ol>
10月26日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の昇任選考について</li> <li>2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級）</li> <li>(2) 令和4年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿</li> <li>(3) 令和4年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用候補者名簿</li> </ol> </li> <li>3 職員採用上級試験（先行実施枠（総合土木））の実施および職員採用上級試験（総合土木）の受験資格について</li> <li>4 令和4年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集）の実施について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集）実施案</li> <li>(2) 令和4年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集（社会福祉、化学、林業、建築、電気（電気工学）、総合土木））公告案</li> <li>(3) 令和4年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集（社会福祉、化学、林業、建築、電気（電気工学）、総合土木））評定基準案</li> </ol> </li> <li>5 人事委員会告示の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる個人情報の一部改正案</li> </ol> </li> <li>6 令和4年度滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）公告案について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和3年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級）</li> <li>(2) 令和3年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿</li> <li>(3) 令和3年度滋賀県職員採用候補者名簿（就職氷河期世代対象）</li> <li>(4) 令和3年度滋賀県職員採用候補者名簿（就職氷河期世代対象（総合土木））</li> </ol> </li> <li>2 令和5年度人事委員会事務局当初予算見積額の概要について</li> </ol>
11月24日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定年引上げに伴う職員の定年等に関する規則の改訂方針（案）について</li> </ol> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特例業務に従事した職員に係る対応等について</li> <li>2 特別支援学校の勤務実態把握に関する申し入れへの対応等について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 福岡県、熊本県および宮崎県における警察官採用共同試験の休止について</li> <li>2 採用試験の実施状況について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験</li> <li>(2) 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）</li> </ol> </li> <li>3 令和4年度職員からの苦情相談処理報告について</li> </ol>

開催期日	議 題
12月1日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について</li> <li>2 令和4年度滋賀県警察官採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性B・女性B）</li> <li>(2) 令和4年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A）</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受託している公平委員会事務について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験の実施結果について</li> <li>2 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和3年度滋賀県警察官採用候補者名簿（第1回男性A・女性A、第2回男性A・女性A、男性B・女性B、県外A）</li> </ol> </li> </ol>
12月15日	<p>&lt;協議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会県内視察について</li> </ol>
12月22日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(3) 職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(4) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> </li> </ol>
令和5年 1月11日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）採用候補者名簿</li> </ol> </li> <li>2 職員の任用に関する規則第7条第9号の「人事委員会が試験によることが不適當であると認める職」について</li> <li>3 就職氷河期世代を対象とした採用試験について</li> <li>4 職員採用上級試験（総合土木）の受験資格について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の懲戒処分について</li> <li>2 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和3年度滋賀県職員採用候補者名簿（経験者採用）</li> </ol> </li> <li>3 滋賀県職員採用上級試験（特別募集）および滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）の実施状況について</li> </ol>
1月26日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長選挙等について</li> <li>2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度滋賀県警察官（B）採用共同試験候補者名簿</li> </ol> </li> <li>3 令和5年度滋賀県警察官採用試験の実施計画等について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和5年度滋賀県警察官採用計画</li> <li>(2) 令和5年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験公告案</li> <li>(3) 令和5年度第2回滋賀県警察官（A）採用試験公告案</li> <li>(4) 令和5年度滋賀県警察官（B）採用試験公告案</li> <li>(5) 令和5年度警察官採用試験日程等案</li> </ol> </li> <li>4 令和5年度滋賀県職員採用上級試験（先行実施枠（総合土木））実施計画等について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和5年度滋賀県職員採用上級試験（先行実施枠（総合土木））実施計画</li> <li>(2) 令和5年度滋賀県職員採用上級試験（先行実施枠（総合土木））公告案</li> </ol> </li> </ol>

開催期日	議 題
(1月26日)	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度滋賀県職員等採用試験実施計画について</li> <li>2 令和4年度近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議に対する議題等の取りまとめ結果について</li> </ol>
2月14日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</li> </ol> </li> <li>2 人事委員会規則の制定および一部改正案について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則案</li> <li>(3) 滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則案</li> <li>(4) 職員の高齢者部分休業に関する規則案</li> </ol> </li> <li>3 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）－特別募集（社会福祉・化学・林業・建築・電気（電気工学）・総合土木）－</li> <li>(2) 滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）</li> </ol> </li> <li>4 職員の採用選考について</li> <li>5 職員の昇任選考について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和3年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－特別募集（化学・電気（電気工学）・総合土木－）</li> <li>(2) 令和3年度滋賀県任期付職員採用候補者名簿（一般事務）</li> </ol> </li> <li>2 職員の懲戒処分について</li> </ol>
3月9日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般任期付職員の採用について</li> <li>2 措置要求について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の懲戒処分について</li> </ol>
3月21日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 措置要求について</li> <li>2 職員の採用選考について</li> <li>3 職員の昇任選考について</li> <li>4 一般任期付職員の任期の更新について</li> <li>5 勤務延長の期限の延長について</li> <li>6 人事委員会規則等の一部改正について</li> </ol> <p>【規則】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>(3) 職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(4) 職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(5) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案</li> <li>(6) 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(7) 滋賀県人事委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則案</li> <li>(8) 職員等の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> <p>【告示】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特勤公署に準ずる公署の指定の一部改正案</li> </ol>

開催期日	議 題
(3月21日)	(2) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案 (3) 職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正案 (4) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正案 (5) 口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止【訓令】 (1) 滋賀県人事委員会事務職員服務規程の一部改正案 7 事務局職員の人事について

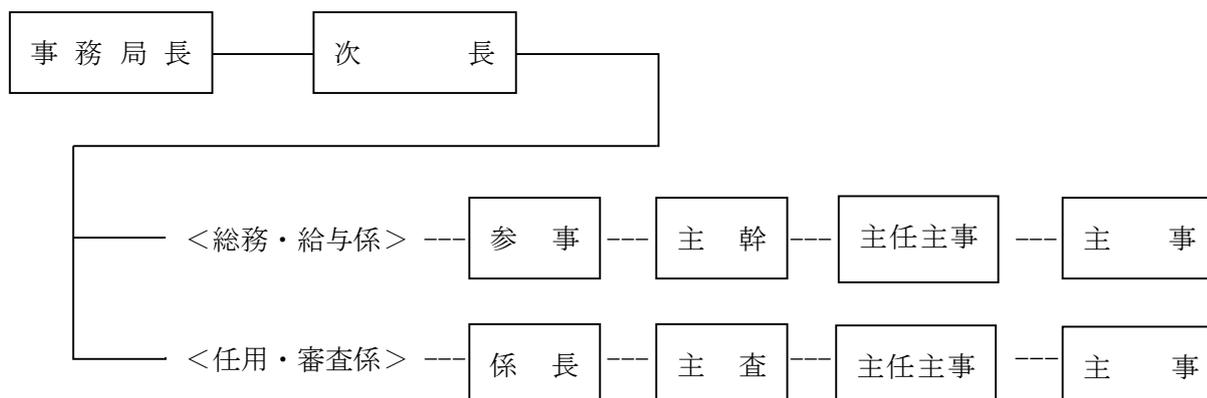
## 2 事務局

### (1) 職員定数および現員

定 数	現 員			会計年度任用職員
	事務局長	事務職員	合 計	
10人	1人	9人	10人	1人 (令4.5.1~10.31)

(令和5年3月31日現在)

### (2) 組 織



(令和5年3月31日現在)

### (3) 事務分掌

係名	分掌事務
総務・給与	<ol style="list-style-type: none"><li>1 人事委員会議に関する事。</li><li>2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。</li><li>3 公印の管守に関する事。</li><li>4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。</li><li>5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。</li><li>6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。</li><li>7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。</li><li>8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。</li><li>9 職員に対する給与の支払監理に関する事。</li><li>10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。</li></ol>
任用・審査	<ol style="list-style-type: none"><li>1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。</li><li>2 職員の研修および人事評価制度に関する総合的企画に関する事。</li><li>3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。</li><li>4 職員に対する不利益処分についての審査および措置に関する事。</li><li>5 職員の苦情の処理に関する事。</li><li>6 職員団体の登録に関する事。</li><li>7 管理職員等の範囲に関する事。</li></ol>

## (4) 令和4年度予算

## 歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	-	6,660
	委員会運営費	15,365	△2,764	12,601
	計	22,025	△2,764	19,261
事務局費	職員費	84,279	1,074	85,353
	事務局運営費	478	255	733
	計	84,757	1,329	86,086
合	計	106,782	△1,435	105,347

## (節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
総務費	人事委員会費	委員会費		22,025	△2,764	19,261
			報酬	6,660	-	6,660
			報償費	12	△12	0
			旅費	1,188	△559	629
			交際費	20	△8	12
			需用費	2,749	185	2,934
			役務費	2,168	△517	1,651
			委託料	5,413	△1,095	4,318
			使用料及び賃借料	1,434	△627	807
		負担金補助及び交付金	2,381	△131	2,250	
		事務局費		84,757	1,329	86,086
			報酬	904	14	918
			給料	39,298	△163	39,135
			職員手当等	29,635	1,109	30,744
			共済費	14,370	157	14,527
			旅費	72	△43	29
			需用費	465	268	733
		役務費	13	△13	0	

### 3 人事委員会規則等の制定・改廃

#### (1) 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
令4 10	令4. 4. 26	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務を受託している地方公共団体の組織改編等に伴い、当該団体の管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
11	令4. 8. 1	管理職員等の範囲を定める規則および職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、管理職員等の範囲を定めた管理職員等の範囲を定める規則別表第1および管理職手当を支給する職を定めた職員等の給与の支給等に関する規則別表第1について所要の改正を行った。
12	令4. 8. 19	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	常勤職員および非常勤職員の男性職員育児休暇（特別休暇）について、対象期間を出産の日以後1年を経過するまでに拡大した。
13	令4. 8. 19	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤職員の育児休業の期間を子の1歳6か月到達日または子が2歳に達する日とする要件に関する規定について人事委員会規則で定めることとされている特別の事情などを規定した。</li> <li>子の出生の日から57日間以内に育児休業をしようとする場合および同期間以内における育児休業の延長をしようとする場合の請求期限について所要の改正を行った。</li> <li>育児休業の取得要件が緩和されることなどに伴い、様式について所要の改正を行った。</li> </ul>
14	令4. 8. 19	職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	期末手当および勤勉手当における在職期間等の算定に当たって、子の出生の日から57日間以内における育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間は合算しないこととした。
15	令4. 12. 27	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	労働基準法の規定を踏まえ、年次有給休暇の繰越しに関し、所要の改正を行った。
16	令4. 12. 28	職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与条例および学校職員給与条例の一部改正による、令和4年4月1日から適用される各給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表等について所要の改正を行った。</li> <li>その他規定の整理を行った。</li> </ul>
17	令4. 12. 28	職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	任命権者は、第17条第1項または第2項の規定により難い特別の事情があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、支給の始期および終期に関し別段の定めをすることができることとした。
18	令4. 12. 28	職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、令和4年12月期の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
令5 1	令5. 3. 14	職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編に伴い、管理職手当を支給する職を定めた職員等の給与の支給等に関する規則別表第1および職務の級の分類を定めた職員の級別職務に関する規則別表について所要の改正を行った。

規則番号	公布年月日	規則名	概要
2	令5.3.22	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織改編等に伴い、毒物および劇物取扱手当、潜水等作業手当および特殊現場作業手当の支給対象機関について所要の改正を行った。</li> <li>滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、感染症防疫等作業手当について家畜伝染病の種類および著しく危険な作業を規定した。</li> </ul>
3	令5.3.28	滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	令和5年4月1日から職員の定年が段階的に引き上げられること等に伴い、関係規則について所要の改正を行った。
4	令5.3.28	滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則	管理監督職勤務上限年齢調整額の支給に関し必要な事項を規定した。
5	令5.3.28	職員の高齢者部分休業に関する規則	新たに高齢者部分休業制度が導入されることに伴い、申請の手続き等必要な事項を規定した。
6	令5.3.31	滋賀県人事委員会の保有する個人情報の保護に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保護に関する法律および同法施行令の一部改正に伴い、滋賀県人事委員会の保有する個人情報の保護について、法令等の施行に必要な事項を規定した。</li> <li>滋賀県個人情報保護条例の廃止に伴い、滋賀県人事委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止した。</li> </ul>
7	令5.3.31	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
8	令5.3.31	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務を受託している地方公共団体の組織改編等に伴い、当該団体の管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
9	令5.3.31	職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
10	令5.3.31	職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	正規の試験の結果に基づいて福祉職給料表が適用される職員となった者の初任給に関して、初級の区分を適用して号給を調整できるようにするため、福祉職給料表初任給基準表等について所要の改正を行った。
11	令5.3.31	職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、令和5年度以降の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。

規則番号	公布年月日	規則名	概要
12	令5.3.31	職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	へき地学校等の見直しが行われたことに併せて、特地公署の見直しを行った。

## (2) 告示

告示番号	施行年月日	告示名	概要
令45	令4.11.1	口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度滋賀県職員採用上級試験（大卒程度）の特別募集において、教養試験に代えて職務基礎力試験を実施することから、開示内容に同試験の正答数を追加した。</li> <li>滋賀県職員採用上級試験（大卒程度）（経験者採用除く。）と滋賀県職員採用上級試験（大卒程度）（経験者採用）の区分を廃止した。</li> </ul>
令51	令5.3.31	口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止	滋賀県個人情報保護条例の廃止に伴い、同告示を廃止した。
2	令5.3.31	職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正	職種名の変更に伴い、「判定員」を「心理判定員」に改正した。
3	令5.3.31	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編に伴い、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)および医療職給料表(3)の適用を受ける職員の勤務する機関について所要の改正を行った。
4	令5.3.31	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	職種名の変更に伴い、「判定員」を「心理判定員」に改正した。
5	令5.3.31	滋賀県職員等の給与等に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特地公署に準ずる公署の指定の一部改正	へき地学校等の見直しが行われたことに併せて、特地公署に準ずる公署の見直しを行った。

## (3) 訓令

訓令番号	施行年月日	訓令名	概要
令44	令4.7.20	滋賀県情報処理規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行った。
5	令4.7.20	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行った。
6	令4.7.20	滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行った。
7	令4.8.22	滋賀県情報処理規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行った。

訓令 番号	施行年月日	訓 令 名	概 要
8	令4.8.22	滋賀県人権施策推進本部設置 規程の一部改正	副知事の就任に伴い、所要の改正を行った。
9	令4.8.22	滋賀県男女共同参画・女性活 躍推進本部設置規程の一部改 正	副知事の就任に伴い、所要の改正を行った。
令5 1	令5.3.24	滋賀県人事委員会事務職員服 務規程の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴い、短時間勤務職員の勤務時間に関する規定について所要の改正を行った。</li> <li>・ 職員からの事故等の報告について所要の改正を行った。</li> </ul>
2	令5.3.31	滋賀県人権施策推進本部設置 規程の一部改正	組織改編に伴い、所要の改正を行った。
3	令5.3.31	滋賀県男女共同参画・女性活 躍推進本部設置規程の一部改 正	組織改編に伴い、所要の改正を行った。

#### 4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
令4. 7. 25	滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うとともに、国の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されることなどから、本県においてもこれに準じて所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
令4. 9. 20	滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例案 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案	これらの条例案は、地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制に係る規定を整備するほか、国家公務員に準じて引上げ前の定年を超える職員に係る給与の特例措置を定めるなど、必要な規定の整備を行うことと併せて、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするものであり、適当なものと認めます。
令4. 12. 1	滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、本委員会が本年10月14日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
令5. 2. 14	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じた内容に改めようとするものであり、適当なものと認めます。

## 5 諸会議等

令和4年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	主な議題等	開 催 地
令和4.4.19 (書面開催)	第2回警察官採用共同試験事務担当者会議	<p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度警察官採用共同試験実施概要について</li> <li>2 令和3年度警察官採用共同試験実施結果</li> <li>3 令和3年度警察官採用共同試験経費支払状況について</li> </ol>	—
6.9 (書面開催)	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	<p>【地区別会議】</p> <p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度事業報告及び歳入歳出決算について</li> <li>2 令和4年度事業計画及び歳入歳出予算について</li> <li>3 近畿人事委員会協議会会長の選出について</li> <li>4 近畿人事委員会協議会会計監事の選出について</li> <li>5 全人連役員選挙にかかる選考委員の選出について</li> </ol> <p>【合同会議】</p> <p>[意見交換]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会計年度任用職員の期末手当の改定について</li> <li>2 教育職の再任用職員の給料月額について</li> </ol>	—
6.24 (書面開催)	第130回全国人事委員会連合会総会	<p>[議事]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度決算について</li> <li>2 令和4年度分担金について</li> <li>3 令和4年度事業計画案及び予算案について</li> <li>4 第131回総会について</li> <li>5 第66回公平審査事務研修会について</li> </ol> <p>[報告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2・3年度専門部会の結果報告について</li> <li>2 第64回公平審査事務研修会の結果報告について</li> <li>3 第65回公平審査事務研修会について</li> <li>4 令和4年度理事について</li> <li>5 ブロック活動状況報告について</li> </ol>	—
7.14	全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	<p>[講演]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公務員行政の現状と課題</li> </ol> <p>[研究テーマ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 パワーハラスメントによる懲戒停職処分及び分限降任処分について</li> <li>2 不適切な事務処理等をした職員に対する懲戒免職処分について</li> </ol>	熊本県
8.8 (Web開催)	令和4年人事院勧告説明会(人事院)	報告・勧告等の概要	—
8.10 (Web開催)	令和4年人事院勧告説明会(全国人事委員会連合会)	報告・勧告等の概要	—
8.26 (Web開催)	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	<p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について</li> <li>2 給与及び定員管理の諸問題について</li> <li>3 人事院の勧告について</li> <li>4 地方公務員等共済組合法の適用拡大及びマイナンバーカードの普及促進について</li> <li>5 地方公務員の労働安全衛生について</li> <li>6 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援</li> </ol>	—

年 月 日	会 議 名	主な議題等	開 催 地
		について 7 地方行革について 8 自治大学校の研修事業について 9 消防行政について 10 マイナンバーカードの普及促進について	
9. 1 (書面開催)	近畿人事委員会 協議会給与担当 課長会議	[議題] 1 本年の給与改定の方針等 2 会計年度任用職員の期末・勤勉手当に係る今後の方針について 3 再任用職員の期末・勤勉手当の現状と今後の方針について 4 その他（人事管理に関する報告等）  [照会] 1 職種別民間給与実態調査に関する要望事項の取りまとめ方法について	—
令5. 1. 5 (書面開催)	近畿人事委員会 協議会委員長・ 事務局長会議	[議題] 1 本年の人事委員会報告・勧告について 2 令和5年度全人連理事の選出について  [情報交換] 1 管理職員の範囲について 2 学校現場における教員の勤務環境についての労働基準監督機関としての対応について	—
2. 10 (Web開催)	近畿人事委員会 協議会労基事務 研究会	[研究議題] 1 36協定違反に対する事業場への対応について 2 労働者からの申告に対する労働基準監督機関としての職権行使について 3 実地調査の調査対象事業場の選定について 4 解雇予告除外認定に係る本人に対する事実確認について 5 長時間労働に関する調査について	—
2. 28 (書面開催)	近畿人事委員会 協議会給与事務 研究会	[情報交換] 1 適用期間が6箇月を超える定期券を使用する職員の通勤手当に係る規定の整備状況等について 2 管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務等について 3 給与の決定における生計費の取扱いについて 4 博士課程修了者等の初任給基準の見直しに係る検討状況について 5 期末手当、勤勉手当について 6 令和4年民調における対面によらない調査 7 再任用職員について 8 保育士等の福祉職員の賃金改善について 9 給与制度について	—
3. 10 (書面開催)	近畿人事委員会 協議会任用事務 研究会	[情報交換] 1 総合土木職に係る上級試験前倒し実施について 2 採用試験（大学卒程度）の試験日程前倒しについて 3 障害者雇用率の段階的引き上げを受けての試験制度等の見直しに係る検討状況について	—
3. 29 (書面開催)	近畿人事委員会 協議会公平事務 研究会	[研究議題] 1 転任処分に関する審査請求への対応について 2 管理職と非管理職の兼務について  [情報交換] 1 ハラスメント関係の苦情相談の状況について 2 県費負担教職員からの苦情相談について	—

## 第2 任用関係事務

地方公務員法（昭和25年法律第261号）および職員の任用に関する規則（昭和30年人事委員会規則第2号）の規定に基づき、令和4年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

### 1 競争試験

#### (1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	令4.5.2	令4.5.9～5.30 (インターネット)	令4.6.5 6.19 7.2～7.6	令4.7.23、7.30、 7.31 8.2、8.6 8.7	令4.8.15
上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用	令4.8.23	令4.10.4～11.4 (インターネット)	令4.11.20	令4.12.17、12.18	令5.1.11
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集 <small>(社会福祉・化学・林業・ 建築・電気(電気工学)・ 総合土木)</small>	令4.11.1	令4.11.14～12.14 (インターネット)	令5.1.8	令5.1.21、1.22	令5.2.14
初級試験 (高校卒業程度)	令4.5.2	令4.8.1～9.1 (インターネット)	令4.9.25	令4.10.8、10.9	令4.10.26
警察官 男性A・女性A	令4.3.1	令4.3.1～4.20 (インターネット)	令4.5.8	令4.6.13～6.17 7.20～7.22	令4.8.2
警察官 男性B・女性B	令4.3.1	令4.8.1～8.31 (インターネット)	令4.9.18	令4.10.12、10.13 11.21	令4.12.1
小・中学校 事務職員	令4.5.2	令4.8.1～9.1 (インターネット)	令4.9.25	令4.10.8、10.9 10.16	令4.10.26
就職氷河期世代 を対象とした採用 試験(一般事務)	令4.5.2	令4.7.15～8.16 (インターネット)	令4.8.28 9.11	令4.10.2	令4.10.26
就職氷河期世代 を対象とした採用 試験(総合土木)	令4.5.2	令4.7.15～8.16 (インターネット)	令4.9.25	令4.10.8	令4.10.26
任期付職員 (一般事務)	令4.11.1	令4.11.14～12.14 (インターネット)	令5.1.8	令5.1.22	令5.2.14

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政(専門試験型)	56人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	3人程度	
	行政(アビール試験型)	15人程度		警察事務	3人程度	
	警察事務	7人程度		総合土木	1人程度	
	環境行政	3人程度	警察官	県内	男性 A	35人程度
	社会福祉	13人程度			女性 A	8人程度
	林業	6人程度			男性 B	8人程度
	水産	2人程度			女性 B	4人程度
	化学	5人程度		県外	A	1人程度
	農業	9人程度			B	1人程度
	建築	6人程度	小・中学校事務職員	小・中学校事務職員A	9人程度	
	電気(電気工学)	6人程度		小・中学校事務職員B	10人程度	
	機械	1人程度	就職氷河期世代を 対象とした採用試験	一般事務	5人程度	
	総合土木	12人程度		総合土木	2人程度	
	上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用	行政	10人程度	任期付職員 (一般事務)	一般事務	15人程度
総合土木		2人程度				
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集 (社会福祉・化学・林業・ 建築・電気(電気工学)・ 総合土木)	社会福祉	9人程度				
	化学	2人程度				
	林業	3人程度				
	建築	1人程度				
	電気(電気工学)	2人程度				
	総合土木	7人程度				

(3) 受験資格および試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 試 験	<p>○ 行政(アピール試験型)および経験者採用以外</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または令和5年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>ウ 「社会福祉」については次のいずれかの資格を有するまたは有する見込みの者</p> <p>(ア)社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者または令和5年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>(イ)社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士の資格を有する者または令和5年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>○ 行政(アピール試験型)</p> <p>ア 平成8年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)大学を卒業した者または令和5年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>	<p>&lt;下記の区分以外&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度) 択一式 47問中40問選択 120分</li> <li>・専門試験(大学卒業程度) 択一式 &lt;行政(専門試験型)・警察事務、総合土木以外の試験区分&gt; 40問 120分</li> <li>&lt;行政(専門試験型)・警察事務&gt; 50問中40問選択 120分</li> <li>&lt;総合土木&gt; 45問中40問選択 120分</li> </ul> <p>・口述試験 個別面接</p> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>&lt;行政(アピール試験型)&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力検査 70分</li> <li>・アピールシート 択一式 60分</li> <li>・口述試験</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・適性検査</li> </ul>
	<p>○ 経験者採用</p> <p>昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 特別募集(社会福祉・化学・林業・建築・電気(電気工学)・総合土木)</p> <p>ア 昭和57年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または令和5年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>エ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区)</p>	<p>&lt;経験者採用&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度)&lt;行政&gt; 択一式 40問 120分</li> <li>・職務基礎力試験&lt;総合土木&gt; 択一式 75問 90分</li> <li>・専門試験(大学卒業程度)&lt;総合土木&gt; 記述式 60分</li> <li>・アピールシート&lt;行政・総合土木&gt; 記述式 60分</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul> <p>&lt;特別募集(社会福祉・化学・林業・建築・電気(電気工学)・総合土木)&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務基礎力試験 75問 択一式 90分</li> <li>・専門試験(大学卒業程度) &lt;社会福祉&gt; 択一式 30問 90分</li> <li>&lt;化学・建築・電気(電気工学)&gt; 択一式 30問 120分</li> <li>&lt;林業&gt; 記述式 20問 120分</li> <li>&lt;総合土木&gt; 択一式 30問 120分</li> <li>記述式 4問中2問選択 30分</li> </ul>

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
		分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性検査</li> <li>○ 第2次試験</li> <li>・ 論文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">90分</p> <p style="text-align: center;">集団討論 個別面接</p>
初 級 試 験		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者</li> <li>○ 受験制限 上級試験と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験</li> <li>・ 教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問</li> <li>・ 専門試験(高校卒業程度) &lt;総合土木のみ&gt; 択一式 45問中40問選択</li> <li>・ 適性検査</li> <li>○ 第2次試験</li> <li>・ 作文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">120分 120分 90分</p> <p style="text-align: center;">集団討論 個別面接</p>
警 察 官	男性 A	○ 昭和62年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学を卒業した者、大学を令和5年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験</li> <li>・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問</li> <li>・ 作文試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">120分 60分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2次試験</li> <li>・ 身体検査</li> <li>・ 身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査</li> <li>・ 体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査</li> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 口述試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">集団討論 個別面接</p>
	女性 A	○ 昭和62年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を令和5年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験</li> <li>・ 教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問</li> <li>・ 作文試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">120分 60分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2次試験</li> <li>・ 身体検査</li> <li>・ 身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査</li> <li>・ 体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査</li> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 口述試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">集団討論 個別面接</p>
	男性 B	○ 昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、令和5年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験</li> <li>・ 教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問</li> <li>・ 作文試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">120分 60分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2次試験</li> <li>・ 身体検査</li> <li>・ 身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査</li> <li>・ 体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査</li> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 口述試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">集団討論 個別面接</p>
	女性 B	○ 昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、令和5年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験</li> <li>・ 教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問</li> <li>・ 作文試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">120分 60分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2次試験</li> <li>・ 身体検査</li> <li>・ 身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査</li> <li>・ 体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査</li> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 口述試験</li> </ul> <p style="text-align: right;">集団討論 個別面接</p>
警 察 官		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受験制限</li> <li>ア 日本国籍を有しない者</li> <li>イ 上級試験の受験制限ア～ウと同じ (身体検査基準)</li> <li>視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上</li> <li>色 覚 職務執行に支障がないこと。</li> <li>聴 力 職務執行に支障がないこと。</li> <li>その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。</li> </ul>	

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
小・中学校 事務職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校事務職員A 昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</li> <li>○ 小・中学校事務職員B 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者</li> <li>○ 受験制限(受験できない者) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>イ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分</li> <li>・適性検査&lt;小・中学校事務Bのみ&gt;</li> </ul> </li> <li>○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・適性検査&lt;小・中学校事務Aのみ&gt;</li> </ul> </li> </ul>
就職氷河期世代 を対象とした 採用試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者</li> <li>○ 受験制限(受験できない者) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力検査(高校卒業程度) 択一式 70分</li> <li>・専門試験(高校卒業程度)&lt;総合土木のみ&gt; 択一式 45問中40問選択 120分</li> <li>・作文試験 90分</li> <li>・口述試験 個別面接&lt;一般事務のみ&gt;</li> <li>・適性検査</li> </ul> </li> <li>○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul> </li> </ul>
任期付職員 (一般事務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年4月1日までに生まれた者</li> <li>○ 受験制限(受験できない者) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(高校卒業程度) 択一式 40問 120分</li> </ul> </li> <li>○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul> </li> </ul>

#### (4) 試験の実施状況

##### ア 上級試験

※ ( ) は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最終 競争 倍率 倍	採用者数 人
行政 (専門試験型)	56人程度	(133)	(102)		(72)	(48)	(40)		(33)
		353	264	74.8	199	107	75	3.5	61
行政 (7比→試験型)	15人程度	(80)	(63)		(25)	(12)	(9)		(6)
		170	141	82.9	56	26	18	7.8	12
警察事務	7人程度	(29)	(18)		(8)	(7)	(6)		(5)
		54	35	64.8	20	14	8	4.4	6
環境行政	3人程度	(1)	(0)		(0)	(0)	(0)		(0)
		9	6	66.7	5	2	2	3.0	2
社会福祉	13人程度	(17)	(12)		(8)	(6)	(6)		(3)
		29	21	72.4	17	13	12	1.8	9
化学	5人程度	(2)	(1)		(0)	(0)	(0)		(0)
		9	7	77.8	6	5	3	2.3	3
農業	9人程度	(9)	(4)		(4)	(3)	(1)		(0)
		33	21	63.6	21	16	9	2.3	7
林業	6人程度	(3)	(3)		(3)	(3)	(3)		(1)
		7	7	100.0	6	6	5	1.4	3
水産	2人程度	(2)	(2)		(2)	(0)	(0)		(0)
		16	13	81.3	13	4	2	6.5	2
建築	6人程度	(3)	(3)		(3)	(3)	(3)		(3)
		10	10	100.0	10	6	6	1.7	5
電気 (電気工学)	6人程度	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)		(0)
		9	8	88.9	6	4	4	2.0	3
機械	1人程度	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)		(0)
		6	2	33.3	1	1	1	2.0	1
総合土木	12人程度	(4)	(4)		(3)	(3)	(1)		(1)
		19	12	63.2	11	10	7	1.7	5
計		(283)	(212)		(128)	(85)	(69)		(52)
		724	547	75.6	371	214	152	3.6	119

イ 上級試験－経験者採用－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
行 政	10人程度	(65) 299	(46) 192	64.2	(18) 64	(11) 31	6.2	(11) 27
総合土木	2人程度	(0) 7	(0) 4	57.1	(0) 0	(0) 0	-	(0) 0
計		(65) 306	(46) 196	64.1	(18) 64	(11) 31	6.3	(11) 27

ウ 上級試験－特別募集（社会福祉、化学、林業、建築、電気（電気工学）、総合土木）－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
社会福祉	9人程度	(14) 29	(10) 18	62.1	(9) 16	(5) 10	1.8	(5) 8
化学	2人程度	(1) 15	(0) 6	40.0	(0) 5	(0) 3	2.0	(0) 3
林業	3人程度	(0) 8	(0) 4	50.0	(0) 4	(0) 3	1.3	(0) 3
建築	1人程度	(3) 7	(3) 6	85.7	(3) 6	(1) 3	2.0	(0) 2
電気 (電気工学)	2人程度	(0) 8	(0) 5	62.5	(0) 3	(0) 2	2.5	(0) 2
総合土木	7人程度	(1) 9	(1) 4	44.4	(1) 2	(1) 2	2.0	(0) 1
計		(19) 76	(14) 43	56.6	(13) 36	(7) 23	1.9	(5) 19

エ 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(8) 20	(7) 19	95.0	(5) 15	(1) 3	6.3	(1) 2
警察事務	3人程度	(8) 15	(8) 10	66.7	(8) 10	(4) 5	2.0	(3) 3
総合土木	1人程度	(0) 1	(0) 1	100.0	(0) 1	(0) 1	1.0	(0) 1
計		(16) 36	(15) 30	83.3	(13) 26	(5) 9	3.3	(4) 6

**才 小・中学校事務職員採用試験**

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員A	9人程度	(62) 129	(44) 93	72.1	(14) 30	(6) 10	9.3	(6) 10
小・中学校 事務職員B	10人程度	(15) 24	(15) 23	95.8	(14) 22	(7) 9	2.6	(4) 5
計		(77) 153	(59) 116	75.8	(28) 52	(13) 19	6.1	(10) 15

**力 就職氷河期世代を対象とした採用試験**

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最終 競争 倍率 倍	採用者数 人
一般事務	5人程度	(113) 298	(69) 186	62.4	(17) 44	(10) 21	(5) 10	18.6	(5) 10
総合土木	2人程度	(0) 15	(0) 9	60.0	—	(0) 7	(0) 4	2.3	(0) 3
計		(113) 313	(69) 195	62.3	(17) 44	(10) 28	(5) 14	13.9	(5) 13

**キ 任期付職員採用試験**

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
一般事務	15人程度	(17) 37	(10) 26	70.3	(7) 21	(4) 12	2.2	(3) 9

ク 警察官（男性）採用試験

区 分		採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
県 内	A	35人程度	328	261	79.6	230	35	7.5	25
	B	8人程度	58	49	84.5	47	12	4.1	11
	計		386	310	80.3	277	47	6.6	36
県 外	A	1人程度	—	14	—	13	2	7.0	1
	B	1人程度	—	24	—	19	4	6.0	2
	計		—	38	—	32	6	6.3	3

ケ 警察官（女性）採用試験

区 分		採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
県 内	A	8人程度	90	65	72.2	58	10	6.5	9
	B	4人程度	32	29	90.6	26	6	4.8	6
	計		122	94	77.0	84	16	5.9	15

コ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者数 人	2次試験 受験者数 人	2次試験 受験率 %	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
警察官A	福岡県	6	5	2	40.0	0	—	0
	熊本県	6	6	5	83.3	1	6.0	0
	宮崎県	2	2	1	50.0	1	2.0	1
	小 計	14	13	8	61.5	2	7.0	1
警察官B	石川県	7	5	2	40.0	0	—	0
	福井県	8	6	1	16.7	0	—	0
	福岡県	3	2	2	100.0	1	3.0	1
	熊本県	4	4	4	100.0	1	4.0	1
	宮崎県	2	2	2	100.0	2	1.0	0
小 計	24	19	11	57.9	4	6.0	2	
合 計		38	32	19	59.4	6	6.3	3

## 2 障害者を対象とした職員採用試験

### (1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
令4. 6.21	令4. 7.15～8.22 (郵送・持参・インターネット)	令4.10.23 11.23	令4.12. 2

### (2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 次の全てに該当するもの</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(イ) 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(ウ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者であると判定された者</p> <p>(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 滋賀県職員として(小・中学校事務の場合は、滋賀県教育委員会により)懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p>	<p>・教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分</p> <p>・作文試験 60分</p> <p>・口述試験 個別面接</p> <p>・適性検査</p>

### (3) 試験の実施状況

※ ( ) 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(8)	(5)		(2)		(1)
		24	18	75.0	3	6.0	2
小・中学校事務	2人程度	(0)	(0)		(0)		(0)
		4	3	75.0	1	3.0	1

※ なお、申込者数、受験者数は第1志望のみの実人数であり、合格者数、採用者数には第2志望で当該試験区分を志望しているものを含む。

### 3 採用選考

(人)

職	一 般 職 員						計
	部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	企 業 庁	そ の 他	
部 長 お よ び そ の 相 当 職		3	-	-	-	-	3
次 長 お よ び そ の 相 当 職		-	-	-	-	-	0
課 長 お よ び そ の 相 当 職		8	4	-	-	-	12
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職		7	3	-	-	-	10
係 長 お よ び そ の 相 当 職		17	9	-	-	-	26
主 事、技 師 お よ び そ の 相 当 職		131	23	9	3	213	379
技 能 労 務 職		5	-	-	-	-	5
計		171	39	9	3	213	① 435

警 察 官	
職	
警 視	4
警 部	7
警 部 補	-
巡 査 部 長	4
巡 査	4
計	② 19

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

合計 (①+②)	454
----------	-----

### ○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
判 定 員	2	2	文 化 財 保 護 技 術 者	4	4
児 童 指 導 員	4	4	技 術 員	3	3
児 童 福 祉 司	2	2	調 理 師	1	1
精 神 保 健 福 祉 士	4	4	航 空 機 操 縦 士	1	1
職 業 訓 練 指 導 員	2	2	船 舶 技 術 者	1	1
企 業 庁 水 道 技 術 者	3	2	自 動 車 運 転 技 術 員 兼 技 術 員	1	1
学 芸 員	5	5	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (一 般 事 務)	20	20
工 業 技 術 総 合 セ ン タ ー の 技 師	2	2	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (農 業)	1	1
医 師	3	3	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (獣 医 師)	2	2
獣 医 師	11	10	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (建 築)	1	1
薬 剤 師	4	4	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (警 察 事 務)	1	1
歯 科 衛 生 士	1	1	産 休 代 替 任 期 付 職 員 (農 業)	1	1
保 健 師	7	7	産 休 代 替 任 期 付 職 員 (獣 医 師)	1	1
司 書	3	3	配 偶 者 同 行 休 業 代 替 任 期 付 職 員 (一 般 事 務)	1	1
窯 業	1	1	産 前 産 後 休 暇 代 替 任 期 付 職 員 (一 般 事 務)	15	15
科 学 捜 査 研 究 所 の 研 究 員	1	1	行 政 (デ ー タ サ イ エ ン ス)	2	2
公 文 書 管 理	1	1	任 期 付 職 員 (土 木、農 業 土 木)	5	5
原 子 力	1	1	計	118	116

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(係長およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	19	19	管 理 栄 養 士	21	2
歯 科 医 師	1	1	臨 床 検 査 技 師	7	2
臨 床 工 学 技 士	4	1	理 学 療 法 士	9	2
視 能 訓 練 士	3	0	作 業 療 法 士	2	1
看 護 師	81	44	公 認 心 理 師	8	1
医 療 事 務	7	2	育 児 休 業 代 替 任 期 付 職 員 (臨 床 検 査 技 師)	1	1
診 療 放 射 線 技 師	7	2	産 前 産 後 休 暇 代 替 任 期 付 職 員 (臨 床 検 査 技 師)	1	1
言 語 聴 覚 士	13	1	産 前 産 後 休 暇 代 替 任 期 付 職 員 (医 療 事 務)	1	0
薬 剤 師	6	3	会 計 年 度 任 用 職 員	4,528	3,276
			計	4,719	3,359

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき、会計年度任用職員は各任命権者へ、その他の職種は病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

部 局 職	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部 長 お よ び そ の 相 当 職	7	-	-	2	9
次 長 お よ び そ の 相 当 職	22	-	-	0	22
課 長 お よ び そ の 相 当 職	63	1	3	2	69
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	77	6	7	6	96
係 長 お よ び そ の 相 当 職	121	1	8	20	150
計	290	8	18	30	① 346

(人)

警 察 官	
職	
警 視	16
警 部	-
警 部 補	-
巡 査 部 長	-
計	② 16

合計 (①+②)	362
----------	-----

### 第3 給 与 関 係 事 務

#### 1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、県議会議長および知事に対し、令和4年10月14日に給与等に関する報告および勧告を行った。

##### (1) 職員給与等実態調査

令和4年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

##### ア 部局別・給料表別職員数

（単位：人）

部局 給料表	知 事	警 察	教 育 委員会	議 会	監 査 委員	人 事 委員会	選 挙 管理 委員会	高 等 学校等	小 学 校 お よ び 中 学 校	計
行 政 職	2,534	264	111	26	15	10	6	179	299	3,444
警 察 職	-	2,277	-	-	-	-	-	-	-	2,277
研 究 職	199	17	-	-	-	-	-	-	-	216
医 療 職 (1)	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21
医 療 職 (2)	129	1	-	-	-	-	-	-	1	131
医 療 職 (3)	122	2	2	-	-	-	-	-	-	126
福 祉 職	87	-	-	-	-	-	-	-	-	87
高 等 学 校 等 教 育 職	-	-	18	-	-	-	-	2,771	-	2,789
小・中 学 校 等 教 育 職	-	-	16	-	-	-	-	-	6,877	6,893
技 能 労 務 職	33	6	-	-	-	-	-	24	-	63
計	3,125	2,567	147	26	15	10	6	2,974	7,177	16,047

注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。

2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員38人（小学校および中学校等教育職37人、行政職1人）を含む。

3 再任用職員は、含まれていない。（表シまでについて同じ。）

##### イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

（単位：％）

区 分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行 政 職 給 料 表	-	14.8	11.3	73.9	65.7	34.3
警 察 職 給 料 表	-	41.8	3.0	55.2	90.3	9.7
研 究 職 給 料 表	-	3.7	4.2	92.1	76.4	23.6
医 療 職 給 料 表 (1)	-	-	-	100.0	76.2	23.8
医 療 職 給 料 表 (2)	-	-	11.5	88.5	50.4	49.6
医 療 職 給 料 表 (3)	-	-	32.5	67.5	9.5	90.5
福 祉 職 給 料 表	-	2.3	19.5	78.2	56.3	43.7
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	1.3	2.9	95.8	56.1	43.9
小・中 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	-	4.3	95.7	46.8	53.2
技 能 労 務 職 給 料 表	42.9	42.9	11.1	3.2	76.2	23.8
計	0.2	9.6	5.7	84.5	59.0	41.0

### ウ 年齢階層別構成比

年齢階層	職 種		職 種			警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校		
～ 24歳	% 8.2	% 8.9	% 6.8	% 3.0	% 8.4	% 10.3	% 7.7
25 ～ 29	13.7	14.2	16.1	12.7	17.5	13.6	15.1
30 ～ 34	12.7	13.0	15.8	13.7	16.6	14.3	14.8
35 ～ 39	11.8	11.5	12.6	11.0	13.2	15.4	12.8
40 ～ 44	10.6	10.2	10.9	10.3	11.2	16.3	11.6
45 ～ 49	12.9	12.9	10.7	15.5	8.7	12.6	11.5
50 ～ 54	15.8	15.9	11.9	14.4	10.8	9.2	12.5
55 ～ 59	14.0	13.3	15.2	19.3	13.6	8.3	13.9
60 ～	0.3	0.1	-	0.1	-	-	0.1
人員数	4,088 人	3,444 人	9,682 人	2,789 人	6,893 人	2,277 人	16,047 人

### エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
		円	円	円	円	%
一般職員	令和4年4月	323,957	8,340	21,333	353,630	△0.62
	令和3年4月	325,860	8,570	21,392	355,822	
全職員	令和4年4月	347,870	8,691	22,100	378,661	△0.37
	令和3年4月	349,288	8,638	22,157	380,083	

注 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

### (給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢 歳	給 料 円	扶養手当 円	地 域 手 当 円	合 計 円
行 政 職	41.1	319,851	8,434	20,907	349,192
警 察 職	39.0	333,994	14,508	21,342	368,844
研 究 職	43.7	361,213	9,488	23,137	393,838
医 療 職 ( 1 )	46.5	454,462	5,490	82,443	542,395
医 療 職 ( 2 )	42.0	333,333	7,986	21,136	362,455
医 療 職 ( 3 )	43.1	334,637	4,884	20,698	360,219
福 祉 職	37.5	319,521	7,860	20,290	347,671
高 校 等 教 育 職	43.3	382,977	8,712	23,929	415,618
小 中 学 校 等 教 育 職	39.5	352,430	6,970	22,066	381,466
技 能 労 務 職	50.3	342,480	8,524	21,188	372,192

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,444人	人 388	人 612	人 828	人 685	人 429	人 309	人 130	人 42	人 21
	% 11.3	% 17.8	% 24.0	% 19.9	% 12.5	% 9.0	% 3.8	% 1.2	% 0.6
警察 2,277	207	355	447	774	301	101	50	24	18
	9.1	15.6	19.6	34.0	13.2	4.4	2.2	1.1	0.8
研究 216	0	69	98	43	6	-	-	-	-
	0.0	31.9	45.4	19.9	2.8	-	-	-	-
医療(1) 21	7	2	1	11	-	-	-	-	-
	33.3	9.5	4.8	52.4	-	-	-	-	-
医療(2) 131	0	12	41	15	44	16	3	-	-
	0.0	9.2	31.3	11.5	33.6	12.2	2.3	-	-
医療(3) 126	0	16	31	33	34	12	-	-	-
	0.0	12.7	24.6	26.2	27.0	9.5	-	-	-
福祉 87	12	44	7	18	4	2	-	-	-
	13.8	50.6	8.0	20.7	4.6	2.3	-	-	-
高校 2,789	15	2,580	115	71	(特2) 8	-	-	-	-
	0.5	92.5	4.1	2.5	(特2) 0.3	-	-	-	-
小中学校 6,893	0	6,146	367	318	(特2) 62	-	-	-	-
	0.0	89.2	5.3	4.6	(特2) 0.9	-	-	-	-

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「-」は、給料表において級の無いことを示す。

3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

学歴 区分		大 学 卒		高 校 卒	
		人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,544 人	317,099 円	512 人	314,477 円
1年未満		73	195,635	6	157,092
1年以上 2年未満		80	197,018	8	161,300
2年以上 3年未満		93	203,091	11	168,524
3年以上 5年未満		182	215,817	27	177,277
5年以上 7年未満		193	229,768	27	196,591
7年以上 10年未満		232	249,407	30	212,048
10年以上 15年未満		384	286,077	45	242,646
15年以上 20年未満		246	331,853	50	286,779
20年以上 25年未満		262	372,842	42	326,902
25年以上 30年未満		307	396,999	82	360,983
30年以上 35年未満		367	413,504	88	380,234
35年以上		125	427,800	96	400,217

キ 職員の扶養親族数等

扶養手当受給者数		6,620 人	受給者1人当たり扶養親族数 2.1 人
扶養親族数	配偶者	3,137	
	子	10,632	全職員1人当たり扶養親族数 0.9 人
	配偶者・子以外	232	
	計	14,001	全職員1人当たり扶養手当額 8,691円

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

ク 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	22 人	68 人	186 人	300 人	145 人	377 人	326 人	1,424 人	62,771 円

ケ 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			18.5%	16.0%	6.0%
人員		16,047 人	26 人	21 人	16,000 人
構成比		100.0 %	0.2 %	0.1 %	99.7 %
平均手当月額		22,100 円	64,368 円	82,443 円	21,952 円

コ 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上250km未満	250km以上400km未満	400km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上		
受給者	44 人	1 人	0 人	15 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	60 人	36,133 円

サ 職員の住居手当の支給状況等

支給を受けている者	3,239 人	全職員1人当たり手当額	5,857 円
		住居手当受給者の平均家賃額	63,255 円

シ 職員の通勤手当および通勤の状況

① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支給を受けている者	14,882 人	92.7 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,577	16.1	17.3
交通用具のみ利用者	11,044	68.8	74.2
自動車使用者	10,551	65.8	70.9
自転車等使用者	493	3.1	3.3
交通機関・交通用具併用者	1,261	7.9	8.5
自動車との併用者	1,017	6.3	6.8
自転車等との併用者	244	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,897円		
全職員1人当たりの手当額	10,106円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職 員 数	割 合
10,000円以下	1,889 ( 691)	49.2 %
10,001円以上 12,000円以下	378 ( 125)	9.8
12,001円以上 14,000円以下	238 ( 54)	6.2
14,001円以上 16,000円以下	308 ( 100)	8.0
16,001円以上 18,000円以下	196 ( 40)	5.1
18,001円以上 20,000円以下	105 ( 28)	2.7
20,001円以上 22,000円以下	182 ( 59)	4.7
22,001円以上 24,000円以下	217 ( 98)	5.7
24,001円以上 26,000円以下	64 ( 5)	1.7
26,001円以上 28,000円以下	126 ( 36)	3.3
28,001円以上 30,000円以下	52 ( 13)	1.4
30,001円以上 32,000円以下	19 ( 1)	0.5
32,001円以上 34,000円以下	13 ( 5)	0.3
34,001円以上 36,000円以下	16 ( 0)	0.4
36,001円以上 38,000円以下	9 ( 0)	0.2
38,001円以上 40,000円以下	5 ( 1)	0.1
40,001円以上 42,000円以下	4 ( 0)	0.1
42,001円以上 44,000円以下	4 ( 0)	0.1
44,001円以上 46,000円以下	1 ( 0)	0.0
46,001円以上 48,000円以下	1 ( 0)	0.0
48,001円以上 50,000円以下	2 ( 1)	0.1
50,001円以上 52,000円以下	1 ( 0)	0.0
52,001円以上	8 ( 4)	0.2
計	3,838(1,262)	100.0
平均所要額	12,137円	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布  
(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	1,887 (234)	16.3 %
5km以上 10km未満	3,112 (168)	26.9
10km以上 14km未満	2,012 (113)	17.4
14km以上 18km未満	1,521 (130)	13.1
18km以上 22km未満	1,081 (103)	9.3
22km以上 26km未満	675 (70)	5.8
26km以上 30km未満	381 (34)	3.3
30km以上 34km未満	298 (21)	2.6
34km以上 38km未満	164 (15)	1.4
38km以上 42km未満	164 (25)	1.4
42km以上 46km未満	90 (28)	0.8
46km以上 50km未満	59 (18)	0.5
50km以上 54km未満	35 (17)	0.3
54km以上 58km未満	37 (17)	0.3
58km以上 62km未満	24 (11)	0.2
62km以上	28 (14)	0.2
計	11,568 (1,018)	100.0
平均使用距離	13.9 km	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	421 (228)	57.1 %
5km以上 10km未満	171 (12)	23.2
10km以上 15km未満	77 (0)	10.4
15km以上 20km未満	46 (3)	6.2
20km以上 25km未満	16 (1)	2.2
25km以上 30km未満	1 (0)	0.1
30km以上	5 (0)	0.7
計	737 (244)	100.0
平均使用距離	6.4 km	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

ス 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	139			136		2	1	
警察職給料表	5					4		1
研究職給料表	11		11					
医療職給料表(2)	3			2	1			
医療職給料表(3)	3				3			
福祉職給料表	2			2				
高等学校等教育職給料表	236	13	223					
小学校および中学校等教育職給料表	216		205		11			
技能労務職給料表	29							
給料表計	644							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	60			59		1		
警察職給料表	2					1		1
研究職給料表	4		3		1			
医療職給料表(2)	2				2			
医療職給料表(3)	2			2				
福祉職給料表	2		2					
技能労務職給料表	7							
給料表計	79							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

## (2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、民間給与の実態を調査した。

### ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 648 事業所  
 なお、令和 4 年は新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

### イ 調査対象職種

54 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 32 職種）

### ウ 調査実人員

初任給関係 448 人（行政職に相当する調査実人員 400 人）、初任給関係以外の調査職種 6,102 人（行政職に相当する調査実人員 5,542 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、48,493 人であり、このうち、行政職相当職種は 44,365 人である。）

### エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	17	57	14	16	23	127

注 上記のほか、調査不能の事業所が 6 所あった。

### オ 調査結果の概要

#### ① 民間における職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	6	49.4	652,174	3,001	649,173
工 場 長	9	55.8	662,738	0	662,738
事 務 部 長	115	53.6	684,741	3,517	681,224
技 術 部 長	205	53.1	773,575	5,747	767,828
事 務 部 次 長	44	54.9	611,398	1,394	610,004
技 術 部 次 長	25	51.9	591,323	12,107	579,216
事 務 課 長	276	50.5	555,921	9,077	546,844
技 術 課 長	421	48.7	649,851	5,272	644,579
事務課長代理	107	47.9	529,339	50,557	478,782
技術課長代理	76	49.6	596,224	30,719	565,505
事 務 係 長	288	48.5	462,063	57,541	404,522
技 術 係 長	586	44.6	517,598	79,746	437,852
事 務 主 任	276	45.2	397,332	45,048	352,284
技 術 主 任	493	40.6	429,258	66,996	362,262
事 務 係 員	1,185	37.4	348,349	40,656	307,693
技 術 係 員	1,430	38.3	392,706	52,944	339,762

## ② 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	205,878	217,677	196,077	※203,500
	短大卒	189,123	※187,697	189,138	X
	高校卒	171,544	※173,409	169,376	X
新卒技術者	大学卒	216,548	223,283	※215,902	※196,333
	短大卒	192,245	195,259	※191,103	※184,450
	高校卒	170,715	173,070	※165,222	X
計	大学卒	210,219	220,400	200,881	※199,200
	短大卒	190,770	192,553	189,810	※187,633
	高校卒	171,061	173,133	167,907	※177,000

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

## ③ 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		81.2%
配偶者に家族手当を支給する		60.5%
家族手当制度がない		18.8%
扶養家族の 構成別	配偶者	13,985円
支給月額	配偶者と子1人	19,241円
	配偶者と子2人	24,289円

注1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は74.5%である。

3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

## ④ 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況および在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務関連手当を支給しない		在宅勤務を 実施していない
	%	%	%	%	
64.3	(40.1)	(59.9)		35.7	

注 ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
%	%
19.6	80.4

注 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

⑤ 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)		386,667 円	293,889 円
	上半期 (A 2)		387,176	287,482
特別給の支給額	下半期 (B 1)		864,513	554,550
	上半期 (B 2)		841,319	520,700
特別給の支給割合	下半期 (B 1/A 1)		2.24 月分	1.89 月分
	上半期 (B 2/A 2)		2.17	1.81
	年間計		4.41	3.70
年間の平均			4.41 月分	

注1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
 2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
		増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	35.1	(41.4)	(58.6)	-	64.9
高校卒	21.9	(39.9)	(60.1)	-	78.1

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施 %	ベースアップ中止 %	ベースダウン %	ベース改定の慣行なし %
係員	49.0	9.5	-	41.5
課長級	39.3	9.3	-	51.4

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給制度あり %	定期昇給実施			定期昇給中止 %	定期昇給制度なし %	
		増額 %	減額 %	変化なし %			
係員	90.7	89.8	28.5	3.8	57.5	0.9	9.3
課長級	80.7	79.7	24.1	3.0	52.6	1.0	19.3

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

⑨ 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和3年冬季	58.5 %	41.5 %	48.7 %	51.3 %	44.3 %	55.7 %

⑩ 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	82.0 %	18.0 %	- %

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

⑪ 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	給与減額あり	60歳で減額		給与減額なし
		60歳で減額	60歳で減額	
課 長 級	60.8 %	51.7 %	39.2 %	
非 管 理 職	46.4 %	46.4 %	53.6 %	

注1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(⑫において同じ。)  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

⑫ 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
82.4 %	84.1 %

注 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和4年4月)

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
		円	円	円	円	円
食 料 費		33,920	42,990	55,070	67,130	79,200
住 居 関 係 費		36,790	65,250	52,070	38,890	25,700
被 服 ・ 履 物 費		7,020	4,840	7,580	10,320	13,050
雑 費 I		21,640	35,580	51,150	66,730	82,300
雑 費 II		7,870	14,550	17,300	20,040	22,780
計		107,240	163,210	183,170	203,110	223,030

注1 1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」および「全国単身世帯収支実態調査」(総務省)を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和4年4月の費目別標準生計費を算定した。  
 2 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:96世帯における令和4年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。  
 3 「雑費I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。  
 4 「雑費II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)である。

#### (4) 職員の給与等に関する報告および勧告

本委員会は、令和4年10月14日に県議会および知事に対して、別記第1のとおり報告し、別記第2のとおり勧告した。

### 別記第1

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適切しているかどうかについて検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

### I 給与に関する事項

#### 1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適切するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適切した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適切した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適切な方式であるとされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

#### 2 職員の給与

本委員会が、令和4年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員8,908人、県費負担市町立学校教職員7,139人、合計16,047人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,444人で、その平均給与月額349,192円（給料319,851円、扶養手当8,434円、地域手当20,907円）であり、平均年齢は41.1歳（男性42.3歳、女性38.9歳）、性別構成は男性65.7%、女性34.3%、学歴別構成は大学卒73.9%、短大卒11.3%、高校卒14.8%となっている。

また、全職員の平均給与月額は378,661円（給料347,870円、扶養手当8,691円、地域手当22,100円）であり、その平均年齢は40.6歳（男性41.0歳、女性40.0歳）、性別構成は男性59.0%、女性41.0%、学歴別構成は大学卒84.5%、短大卒5.7%、高校卒9.6%、中学卒0.2%である。

#### 3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の648事業所から、層化無作為抽出法により抽出した133の事業所を対象に、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係22職種の5,942人および研究員、教員等32職種の608人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額および

当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、95.5%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

その主な調査結果は、次の(1)～(4)のとおりである。

### (1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員6,102人の給与について調査したところ、参考資料第15表のとおりとなっている。

※参考資料省略

### (2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初任給 (規模計)
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	210,219 円
	短 大 卒	190,770 円
	高 校 卒	171,061 円

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

### (3) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況について調査したところ、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は49.0%（昨年32.9%）、ベースダウンを実施した事業所はなかった（同1.8%）。

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	49.0	9.5	-	41.5
課 長 級	39.3	9.3	-	51.4

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.8%（昨年82.1%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は28.5%（同18.9%）、減額となっている事業所の割合は3.8%（同9.7%）となっている。

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし	中 止		
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	90.7	89.8	28.5	3.8	57.5	0.9	9.3
課 長 級	80.7	79.7	24.1	3.0	52.6	1.0	19.3

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### (4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との4.41月分となっている。

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	386,667	293,889
	上半期 (A2)	387,176	287,482
特別給の支給額	下半期 (B1)	864,513	554,550
	上半期 (B2)	841,819	520,700
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.24	1.89
	上半期 (B2/A2)	2.17	1.81
	年間計	4.41	3.70
年間の平均		4.41	

注1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

### 4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

#### (1) 月例給

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢41.7歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして1,051円（0.28%）下回っていた。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B) (円) $\left[ \frac{A-B}{B} \times 100 \right]$ (%)
374,723円	373,672円	△1,051円 (0.28%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

#### (2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額との4.41月分に相当しており、職員の期末手当および勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

### 5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給（給料）の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.7であったが、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するための地域手当補正後のラスパイレス指数では99.0であり、国家公務員の水準を下回っている。

なお、地域手当補正前の同年の47都道府県の平均は99.9、近畿6府県は99.4～100.9であった。

### 6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国で2.5%、大津市で2.2%上昇している。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ163,210円、183,170円および203,110円となっている。

## 7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月8日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告および勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※別紙省略

## 8 民間給与との較差に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

諸手当のうち扶養手当については、子に係る扶養手当は、本年4月1日現在、9,700円であるが、本年の公民較差および給料表の改定を考慮し、9,900円に引き上げることが適当である。

期末手当および勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、再任用職員の勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げることとする。

## II 人事管理に関する事項

### 1 人材の確保

近年、少子高齢化や民間企業の高い採用意欲、就職活動の早期化等の影響により、上級試験の受験者数が減少傾向にある一方、本県においては一定の退職者数が見込まれるとともに、2025年開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会など今後本県で開催予定の行事に向けて必要な人員を確保するため、採用予定人員は増加傾向にある。

このような中、優秀な人材の確保に向けて、本年度は「滋賀県版通年採用」を導入し、最終合格者の希望を踏まえた採用時期の柔軟化を打ち出すとともに、行政職（アピール試験型）において、面接試験に加え筆記試験でも各受験者の実績や強みを評価することとし、より人物重視の試験とする見直しを行ったが、本年度の上級試験の受験者数は547人、競争倍率は3.6倍と、いずれも過去10年間で最低となった。特に、人材獲得競争が激しい一部の技術系職種については、必要人員を確保できていない状況が続いている。

国においては、国家公務員採用試験の見直しが進められているところであり、本県においても国の動向を注視しつつ、特に技術系職種については民間企業の内々定解禁日（6月1日）を見据えた採用試験制度の見直しを検討する必要がある。

また、就職先として選ばれるために、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境づくりに向けた取組を強化し、職場としての魅力を高めることが重要である。

任命権者においても、受験者の確保に向け、人材確保が困難な職種等を中心に各職種の魅力ややりがいを含め、今まで以上に強くアピールしていくことが必要であり、引き続き本委員会としても任命権者とより一層連携を強化していく。

### 2 全ての職員の活躍推進

人口減少や少子高齢化、第4次産業革命と呼ばれる飛躍的な技術革新など、本県を取り巻く環境は日々変化するとともに、近年若手職員や女性職員が増加し、今後は定年引上げに伴い高齢期職員の増加が想定されるなど、職員構成も変化してきている。

このような中、複雑化・多様化する行政需要に的確に対応するためには、性別、年齢、障害の有無を問わず、多様な経験や価値観を有する全ての職員が互いの差異を多様性として認め合い、個性や強みを活かして能力を十分に発揮し、県庁力を最大化させる必要がある。

そのためには、職場におけるOJTを通じて職員の意欲と能力を向上させるとともに、日頃の職場内での活発なコミュニケーションを通じて、早期に課題を発見し、創造力と柔軟性をもって課題解決に取り組んでいくことが求められる。

具体的には、組織の基礎的単位である係においてOJTやマネジメントを係長のみが担うのではなく、係員も積極的に係運営に参画するとともに、管理職員が適時適切に係長を支援し、職員同士が互いに学び育ち合う組織風土を醸成することが重要である。任命権者においては、引き続き中堅・若手職員向けのフォローアップや後輩指導に関する研修、管理職員のマネジメント力を強化するための研修等を充実させていく必要がある。

さらに、人事評価については、管理職員が部下職員との積極的なコミュニケーションを通じて職員の強みや弱み、業務の進捗状況を的確に把握し適切なフィードバックを行うなど、人事評価制度のねらいである人材育成やキャリア形成支援等に生かしていく必要がある。

また、障害者雇用や女性職員の活躍推進については、昨年の本委員会の報告で言及しているとおり、職員が能力を十分に発揮し、やりがいをもって働き続けられるよう、引き続き職場環境を整備し支援していくなど、取組を進める必要がある。

### 3 働き方改革の推進と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正

本県では、令和元年度から時間外勤務を命ずることができる時間の上限を設定した上で、その例外的な取扱いとして、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める業務（以下「特例業務」という。）に従事する職員に対しては、上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができることとしている。

任命権者からの報告によれば、知事部局で特例業務に従事し、他律的業務の比重が高い部署における上限時間である月100時間等の規制を超えて時間外勤務を命じられた職員は令和2年度に102人（対前年度+80人）と前年から大きく増加している。その主な要因は、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に係る調査等の業務であり、同業務に係る対応の長期化による職員の疲弊が危惧される。

災害等に伴う臨時・応急的な対応として、法令等に定める手続きに基づいて処理されているとはいえ、職員の健康確保には最大限配慮しなければならず、本委員会としては、特定の職員にいわゆる過労死ラインを超える長時間労働を強いるような勤務実態を強く懸念するところである。

また、上限時間の導入にもかかわらず、昨年度の1人当たり月平均の時間外勤務は知事部局で前年度から1.9時間の増加となり、令和2年度以降増加に転じていることから、新型コロナウイルス感染症対応を担う保健所等の業務への全庁的な応援体制が敷かれている中、並行して本来の業務を行わざるを得ない事情があったものの、長時間労働の縮減効果が表れているとは言い難い。

本委員会の報告では、これまでから再三にわたり業務量と人員配置の適正化に言及してきたところであり、この間、任命権者においても増大する行政需要の対応を踏まえ、職員定数の増や全庁的な応援体制の構築に取り組まれてきた。

しかしながら、上述の長時間労働の実態に加え、昨年度に知事部局で実施された職員アンケートからも「過大な業務量」を負担と感じる職員の声が顕著に表れており、ワーク・エンゲージメントの観点からも早急に状況の打開が求められる。

任命権者においては、より効率的な業務執行を目指して、業務の見直しが推進されているが、仕事と家庭生活の両立支援制度の充実などに伴い、現状の労働力の確保自体も課題となる中、業務を適切に遂行できる体制を維持するとともに、災害等の緊急事態に臨機応変に対応できる柔軟性を確保するため、必要な部署において適切な人員増強が図られるよう実効性のある取組が必要である。

#### (2) 学校における働き方改革の推進

教員の長時間労働については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の適用をめぐる判決や教員の不足と関連付けて大きく報道されており、近年、社会的な関心も高まっていることから、教員免許状の授与件数が大きく減少するなど教職の魅力にも影響があると言われている。

本県では、「学校における働き方改革取組計画」において、教職員の超過勤務時間を原則月45時間とするなどの目標を掲げ、教育委員会を挙げて取り組まれているところであるが、昨年度、時間外在校等時間が45時間を超えた教職員は県立学校全体で20.2%（対前年度+2.1ポイント）と、未だ十分な成果には至っていない。

県立学校では、本年度から統合型校務支援システムの導入に伴い、ICカードを利用した在校等時間の管理ができるよう改善されたところであり、引き続き「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する方針」に基づき、業務量を適切に管理し、教員の健康確保等に取り組む必要がある。

教員が担う業務のうち、教員以外の職種との連携、協力により負担軽減が可能な業務については、引き続きスクール・サポート・スタッフの配置など多様な人材の活用を図るとともに、教育的意義に係る議論も踏まえ、必ずしも教員や学校が担う必要のないとされた業務については、保護者や地域の理解と協力の下で、組織的に外部への移行を進めていく必要がある。その際、調整に当たる教員のみならず改革に伴う負担が集中しないよう、教育委員会や管理職員等の支援が得られる体制を確保する必要がある。

教員の長時間労働に対する懸念や教員免許取得者の減少等を背景として、教員採用試験の競争率は全国的に低下傾向にあり、年度途中の産前・産後休暇や病気休暇等による欠員の補充も容易でないなど、絶対的な人的不足により多忙化が解消されにくい側面がある。

国においては、令和元年の給特法改正時の附帯決議において、「給特法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討」が求められていることも踏まえ、現在、教育職員の勤務実態調査が行われているところであり、任命権者においては、こうした国の動向も注視しつつ、各学校と相互に連携し、引き続き学校における働き方改革と適切な教員数の確保の両面から取組を推進する必要がある。

### (3) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

昨年度の知事部局の男性職員の育児休業取得率は 46.5%（対前年度+18.9 ポイント）と、特定事業主行動計画に掲げる目標値 40.0%を初めて達成した。

さらに、本年度からは知事が「男性職員の育児休業 100%宣言」を行い、希望する全ての男性職員が育児有業を取得できるよう取組を進めることとされたところである。

加えて、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）等の改正により、本年 10 月 1 日から育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が図られたことから、今後、一層の育児休業等取得者の増加が見込まれる。

育児休業その他の休暇等（以下「育児休業等」という。）により職員が一時的に欠ける場合の対応が適切に行われることは、日頃から特定の職員に業務が偏ることがなく、突発的な事態にもチームとして機能する働きやすい職場を築き上げるための試金石となるものである。

任命権者においては、職員が育児休業等を取得した場合の業務分担の見直し等が適切になされるよう管理職員への支援を行うとともに、全ての職場で業務遂行に必要な体制が維持できるよう組織全体の人員体制の見直しを行うなど、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に一層取り組む必要がある。

また、多様で柔軟な働き方は、育児や介護等の時間的制約を抱える職員の働きやすさやワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、業務の効率化や非常時における業務継続の観点からも重要な取組である。

本年、人事院は「公務員人事管理に関する報告」において、フレックスタイム制および休憩時間制度の柔軟化に向けて必要な措置を講じる旨、言及した。一方、本県においては、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づくフレックスタイム制としては実施されていないが、任命権者の定める服務規程に基づき、時差出勤や在宅勤務における勤務時間の割振り変更が実施されているところである。

柔軟な働き方に対応した勤務時間制度は、行政サービスの低下を招かないことは勿論、勤務時間や業務の進捗等が適切に管理されることも考慮して実施する必要があるため、更なる柔軟化を検討するに当たっては職場実態を十分に踏まえることが肝要である。

### (4) 職員の健康確保

新型コロナウイルス感染症への対応など、平時の業務と並行して、臨時・緊急的な対応や人員に比して過大な業務量が求められる実態があり、先述したとおり、こうした業務が職員に与える心身の負担は大きく、健康障害の発症や公務能率の低下が懸念される。

任命権者においては、長時間労働により健康が損なわれるおそれの高い状況にある職員を見逃さず、医師による面接指導等の必要な措置が確実に実施されるよう、管理職員等に対する支援や指導を徹底する必要がある。

勤務間インターバル制度は、働く者の生活や睡眠のための時間の確保に効果的な取組として、政府の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」でも、その導入促進が重点対策として掲げられている。本県では、知事部局において、午後 10 時以降の時間外勤務を原則として行わない等の取組が行われているが、実際に遅出勤務等によりインターバルが確保されているかについては必ずしもその把握が十分ではない。

国家公務員の勤務間インターバル確保の方策については、人事院の学識経験者による研究会において検討することされており、そこでの議論も参考に、職員の健康確保に資するよう運用を工夫する必要がある。

また、知事部局では、精神疾患により 30 日以上勤務を離れて療養した職員のうち、昨年度に新たに療養を開始したものが 54 人（対前年度+24 人）と大きく増加し、中でも 20 代から 30 代までの若手職員において増加傾向が顕著に表れており、「人こそが最大の経営資源」と考える本県にとって、その対策は重要な課題である。

メンタル不調の要因は様々であり、その対策も多岐にわたることから、不調を訴えた職員に直接対応する職員だけでなく、業務を管理する職員や職員の健康管理を所管する部署と連携し、初期段階から健康リスクの高い職員に対するサポートを丁寧に進める必要がある。

### (5) ハラスメントの防止

近年、職場におけるハラスメントに関して、企業トップが謝罪に追い込まれる事態が相次いで報道されている。このことは、ハラスメントが加害者個人の問題ではなく、組織全体の責任が問われるという認識が社会に広まってきたことの証左でもある。

こうした中、本県においても、範を示すべき立場にある管理職員によるパワー・ハラスメントを理由とした懲戒処分事案が一昨年、昨年に引き続き発生しており、被害を受けた職員の心身に及ぼす影響は勿論のこと、職場全体の士気や生産性の低下など勤務環境の悪化が懸念される。

本県では令和 2 年に各種ハラスメントの防止等に関する指針を改定し、苦情相談等の対策が講じられているが、日頃から任命権者をはじめ幹部職員がハラスメントを職場からなくすという強い意志とメッセージを示し、ハラスメントを許さない組織風土の確立に向け、継続して取り組む必要がある。

なお、パワー・ハラスメントと非難されることを過度に恐れて必要な指導等を躊躇(ちゅうちよ)する場面が多くなれば、人材の育成が十分に行われず、行政サービスの質の低下につながることも考えられる。重要なことは、職場での適切なコミュニケーションを土台として、研修等を通じた意識啓発を繰り返し、ハラスメントの防止について全ての職員の理解を深めることである。

#### 4 定年の引上げ

令和5年度から、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制を導入することと併せて、本県においても高齢者部分休業を実施することとされた。

任命権者においては、少子高齢化が進行する中、複雑化・高度化する行政課題への的確な対応等の観点から、能力と意欲のある高齢期職員を活用するという制度の趣旨に沿って適切な人事管理に取り組む必要がある。

また、定年の引上げと併せて60歳を超える職員の多様な働き方が導入されることから、毎年の退職者数を正確に見通すことが困難になるが、職員に任用や給与等に係る情報を十分に提供し、併せて60歳以降の働き方に係る職員の意向を的確に把握することをはじめ、中長期的な視点から採用予定人員を検討することにより、将来にわたり安定的に行政サービスを提供できる体制を確保する必要がある。

なお、60歳を超える職員の給与について、国においては、60歳の前後で連続的な給与水準となるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに所要の措置を順次講ずるものとされていることから、引き続き動向を注視していく。

#### 5 公務員倫理の徹底

職員は、県民全体の奉仕者として、自らの行為が県政に対する県民の信頼に影響を与えることを強く認識し、法令を遵守することは勿論のこと、高い倫理観を持って公務を遂行しなければならない。

特に管理職員は、その立場を自覚し、率先垂範して厳正な態度を示すとともに、部下職員に対する指導監督に努めるべきである。

本年に入ってから管理職員による飲酒後の自家用車運転によるひき逃げ事故や教職員による勤務校の生徒に対する不適切な行為など、公務員倫理に著しく欠ける事案が発生しており、県政に対する信頼の低下、ひいては今後の公務の遂行に与える影響が危惧される。

任命権者においては、「滋賀県職員倫理規程」や「滋賀県職員コンプライアンス指針」等を策定し、職員としての判断や行動のあり方を示すとともに、研修や折々の通知により綱紀粛正が図られてきたところであり、今後も引き続き再発防止に取り組む必要がある。

しかしながら、依然として不祥事が後を絶たない状況を鑑みれば、他者からの行動の促しによる効果は限定的と言わざるを得ず、職員が自分事として己を省みる姿勢が何よりも求められる。

本委員会としては、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することを強く望むものである。

### Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するため、月例給および特別給の引上げを行う内容の報告および別記第2の勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、職員の適正な処遇が確保されるよう要請する。

## 別記第2

# 勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

## 1 改定の内容

### (1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。  
※別表省略

### (2) 諸手当

ア 扶養手当については、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、滋賀県職員等の給与等に関する条例第10条第4項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき9,900円とすること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

#### (ア) 令和4年12月期の支給割合

##### a bおよびc以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

##### b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.6月分とすること。

##### c 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

#### (イ) 令和5年6月期以降の支給割合

##### a bおよびc以外の職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分とすること。

##### b 特定幹部職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。

##### c 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)については同年12月1日から、1(2)イ(イ)については令和5年4月1日から実施すること。

## 2 給与改定の概要

令和4年10月14日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」に基づき、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案が、令和4年11月定例県議会に提案され、同年12月21日に可決成立し、同月28日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

### (1) 改定の内容

#### ① 給料表の改正

令和4年4月の公民較差を解消するため、全ての給料表について給料月額を引上げ

#### ② 諸手当の改正

##### ア 扶養手当

子に係る手当額を200円引上げ、子一人につき月額9,900円

##### イ 期末・勤勉手当

(ア) 勤勉手当の年間支給月数を0.1月（再任用職員にあっては0.05月）引上げ

(イ) 令和5年度以降の期末・勤勉手当の支給月数について、6月期と12月期で平準化

### (2) 実施時期

① 令和4年4月1日：(1) ①、②ア

② 令和4年12月1日：(1) ②イ(ア)

③ 令和5年4月1日：(1) ②イ(イ)

## 3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部
給料	15 件	3 件	3 件
諸手当	1 件	3 件	-

## 第4 勤務時間その他の勤務条件等

### 1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振り等について別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

#### ○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	週休日の特例（変則勤務による4週6休）

#### ○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性または地域的もしくは季節的事情により、規則第2条、第3条、第8条の2第1項および第3項ならびに第9条第1項から第5項までの規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容	
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	教員	勤務時間の割振りの特例（学習航海による22時間連続勤務）
	県立学校および市町立小・中学校	教員等	週休日の振替等および休日勤務時間の振替の特例（振替対象期間の延長）
警察本部	本部および警察署	警察官	休日勤務時間の振替の特例（休日に割り振られた正規の勤務時間のうち一部について振替を行う）

### 2 勤務条件適正化に向けた職員研修

労働関係法令等の周知徹底を図り、職場環境の一層の改善に資することを目的に、音声付き資料を作成し「勤務条件適正化に向けた職員研修」を実施した。

実施期間：令和5年3月30日～4月28日（受講推奨期間）※受講推奨期間以降も随時受講可

受講対象者：知事部局、教育委員会事務局、県立学校、警察本部（警務課）、行政委員会等事務局の係長級相当職以上の職員等

研修内容：(1) 過労死等の防止について

(2) 勤務時間の適正な管理について

## 第5 懲戒処分関係

### 1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
教 育 委 員 会	停 職	令 和 4 年 6 月 30 日
知 事	免 職	令 和 4 年 7 月 15 日
教 育 委 員 会	停 職	令 和 4 年 9 月 9 日
知 事	減 給	令 和 4 年 9 月 22 日
知 事	戒 告	令 和 4 年 9 月 22 日
知 事	減 給	令 和 4 年 9 月 22 日
知 事	戒 告	令 和 4 年 9 月 22 日
知 事	戒 告	令 和 4 年 9 月 22 日
教 育 委 員 会	免 職	令 和 4 年 12 月 26 日
教 育 委 員 会	戒 告	令 和 4 年 12 月 26 日
教 育 委 員 会	減 給	令 和 4 年 12 月 26 日
教 育 委 員 会	戒 告	令 和 4 年 12 月 26 日
知 事	減 給	令 和 5 年 2 月 10 日
教 育 委 員 会	免 職	令 和 5 年 2 月 28 日
教 育 委 員 会	停 職	令 和 5 年 3 月 30 日

## 第6 公平審査関係事務

### 1 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりである。

#### 総括表

区分	令和3年度末 係属件数	令和4年度			令和4年度末 係属件数
		要求等件数	審理等回数	終結件数	
任用	0件	1件	0回	1件	0件

### 2 不利益処分に関する審査請求

不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりである。

#### 総括表

区分	令和3年度末 係属件数	令和4年度			令和4年度末 係属件数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	0件	1件	6回	0件	1件
分限処分	0件	0件	0回	0件	0件
その他	0件	0件	0回	0件	0件

### 3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	福利厚生 関係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	4	0	5	1	8	1	19

#### 4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から令和4年度中に6件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2. 5. 31
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3
平28. 5. 20	全滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 1
平28. 5. 20	滋賀県障害児学校教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 1

注 ( )内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

## 5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

### (1) 本 庁

(令和5年3月31日現在)

機 関	職
議会議務局	局長、次長、課長、参事、課長補佐、総務課の主幹、係長および副主幹
知事部局 (会計管理局を含む。)	知事公室長、部長、会計管理者、会計管理局长、理事、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、防災危機管理局长、国スポ・障スポ大会局长、子ども・青少年局长、観光振興局长、ここ滋賀推進監、流域政策局长、課長、主席参事、副局长、地域防災危機管理監、危機管理室長、防災対策室長、原子力防災室長、県民情報室長、文化財活用推進・新文化館開設準備室長、総務企画室長、競技力向上対策室長、廃棄物対策室長、子ども未来戦略室長、子育て支援室長、家庭支援推進室長、観光企画室長、地域農業戦略室長、食のブランド推進室長、みどりの食料戦略室長、農業基盤管理推進室長、交通安全対策室長、建築指導室長、広域河川政策室長、流域治水政策室長、河川・港湾室長、参事、副地域防災危機管理監、広域連携・万博推進室長、旅券室長、県民活動・協働推進室長、地域DX連携推進室長、美の魅力発信推進室長、交流推進室長、競技・式典室長、施設調整室長、健康しが企画室長、食の安全推進室長、産業ひとづくり推進室長、シガリズム推進室長、ピワイチ推進室長、農業団体指導検査室長、近江牛流通対策室長、地域資源活用推進室長、用地対策室長、高速・幹線道路推進室長、水源地域対策室長、理事員、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、審議員、秘書課、人事課、行政経営推進課および財政課の主幹、係長および副主幹、総務事務・厚生課の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)、人事課および行政経営推進課の主査、主任主事、主事および会計年度任用職員
教育委員会事務局	理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、課長補佐、室長補佐、副参事、教育総務課の主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事および会計年度任用職員(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課(健康福利室を除く。)の主幹、係長、副主幹、主査、人事主事、主任主事、主事および会計年度任用職員、健康福利室の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局长、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事、会計年度任用職員
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局长
内水面漁場管理委員会事務局	事務局长

(2) 出先機関

機 関	職
全ての出先機関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
消費生活センター	所長、次長
県税事務所	所長、次長、課長
自動車税事務所	所長、次長、課長
環境事務所	所長、次長
森林整備事務所	所長、次長、支所長
健康福祉事務所	所長、次長
保健健康	所長、次長
精神保健福祉センター	所長、副所長
食肉衛生検査所	所長、次長
動物保護管理センター	所長、次長
子ども家庭相談センター	所長、次長
計量検定所	所長、次長
農業農村振興事務所	所長、次長、課長、支所長、課長補佐
病虫害防除所	所長、次長
家畜保健衛生所	所長、次長、支所長、家畜検査センター所長
土木事務所	所長、地域調整監、支所長、次長、支所次長、課長、課長補佐
消防学校	校長、教頭
東京本部	本部長、副本部長、本部長代理、政策推進課長
公文書館	館長、副館長
政策研修センター	所長、次長
美術館	館長、副館長、総括学芸員、課長、教育・コミュニケーション室長
埋蔵文化財センター	所長
琵琶湖文化館	館長、副館長
琵琶湖環境科学研究センター	所長、次長、部長、部門長、副部門長、総括研究員
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
平和祈念館	所長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
工業技術総合センター	所長、次長、信楽窯業技術試験場長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
男女共同参画センター	所長、次長
ここ滋賀	所長、副所長
農業技術振興センター	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、農業大学校副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
交通事故相談所	所長
北川水源地域振興事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長

## 6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町松尾1256	昭36.4.1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村会内	昭37.6.1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40.9.1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村議会議長会内	昭44.5.1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49.1.14
彦根市犬上郡営林組合	犬上郡多賀町富之尾1586-4	昭49.5.1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50.2.3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50.5.1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14.5.20

## 第7 労働基準監督機関の職権行使

### 1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所(171)については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。令和5年3月31日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等。	該 当 事 業 所	労働基準監督機関	
3号	各土木事務所(長浜土木事務所木之本支所を除く。)(7)、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所(2)、北川水源地域振興事務所 <span style="float: right;">11</span>	労働基準監督署	
13号	各健康福祉事務所(各保健所)(6)、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護係および女性相談係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎 <span style="float: right;">16</span>		
14号	本庁事業課 <span style="float: right;">1</span>		
15号	動物保護管理センター <span style="float: right;">1</span>		
12号	本庁薬務課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター(信楽窯業技術試験場を除く。)、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター(機械システム係および金属材料係を除く。)、東北部工業技術センター機械システム係および金属材料係、高等技術専門学校(草津校舎を除く。)、高等技術専門学校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校(3)、各高等学校(45)、各特別支援学校(寄宿舎を除く。)(16)、警察学校 <span style="float: right;">90</span>		人事委員会
一般官公署	本庁(総務事務・厚生課各総務経理係、事業課、文化芸術振興課美の魅力発信推進室、森林政策課普及指導係、薬務課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。)、総務事務・厚生課各総務経理係(6)、文化芸術振興課美の魅力発信推進室、森林政策課普及指導係、会計課各地域会計係(6)、各環境事務所(6)、西部県税事務所(高島納税課を除く。)、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所(甲賀納税課を除く。)、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所(湖東納税課を除く。)、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所(高島支所を除く。)、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所(西部・南部森林整備事務所を除く。)(3)、各子ども家庭相談センター(中央子ども家庭相談センター保護係および女性相談係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係を除く。)(3)、計量検定所、各農業農村振興事務所(6)、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京本部、公文書館、男女共同参画センター、ここ滋賀、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署(12)、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局 <span style="float: right;">81</span>	171	
1号	企業庁浄水課(馬淵浄水場および水口浄水場を除く。)、馬淵浄水場、水口浄水場 <span style="float: right;">3</span>	労働基準監督署	
13号	病院事業庁(小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。)、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター <span style="float: right;">3</span>		
一般官公署	企業庁(浄水課を除く。) <span style="float: right;">1</span>		7

合計 207 (人事委 171、労基署 36)

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)第17条第1項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単純労働職員(現業職員)および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

## 2 職権行使の状況

令和4年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

### (1) 事業所調査

令和5年2月および3月に、5事業所を訪問し労働基準監督上の次の事項について実態調査（実地調査）を実施した。併せて、5所属に対し時間外勤務の実態調査（ヒアリング）を実施した。

①主たる事業内容、②勤務時間・休憩、③時間外勤務の状況、④年次有給休暇の取得状況、⑤産前・産後休暇、育児休業、育児時間、生理休暇、介護休暇・介護時間の状況、⑥育児・介護を行う職員の時間外勤務・深夜勤務の制限の請求状況、⑦妊娠中の女性職員等の勤務軽減等の状況、⑧宿日直勤務の状況、⑨施設および設備、⑩安全衛生管理体制、⑪健康診断、⑫事故および労働災害、⑬安全管理

また、実地調査を行わない158事業所（兼務・併任のみの事業所を除く）を対象に、次の項目について書面による調査を実施した。

①時間外勤務の実績、②長時間労働者への医師による面接指導の状況、③宿日直勤務の状況、④安全衛生管理体制、⑤事故および労働災害、⑥安全管理

### (2) 時間外・休日労働に関する協定（36協定）の実態調査

人事委員会が所管する労働基準法別表第12号（教育、研究または調査の事業）に該当する事業所のうち、令和3年度において36協定を締結し、人事委員会への届出を行っている88事業所に対し、次の事項について調査を実施した。

①1日の時間外勤務における遵守状況  
 ②1か月の時間外勤務における遵守状況  
 ③1年の時間外勤務における遵守状況  
 ④複数月の時間外勤務（2～6か月平均）における遵守状況  
 ⑤週休日・休日の勤務における遵守状況

### (3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

令和4年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、9か所（ボイラー6基、第一種圧力容器7基）である。令和4年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

#### ア 検査の実施状況

種 類 検 査 別	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
性 能 検 査	6	5

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

#### イ 設置状況

（令和5年3月31日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	令4. 7. 1～令5. 6. 30	
森林政策課普及指導係		1	令元. 4. 1～令3. 3. 31	休止中
農業技術振興センター	1		令4. 7. 1～令5. 6. 30	
瀬田工業高等学校		1	平8. 12. 1～平9. 11. 30	休止中
長浜農業高等学校		2	令4. 4. 1～令5. 3. 31	
八日市南高等学校		1	令4. 7. 1～令5. 6. 30	
聾 話 学 校	1		令4. 8. 28～令5. 8. 27	
北大津養護学校	1		令4. 9. 1～令5. 8. 31	
三雲養護学校	3		令4. 5. 1～令5. 4. 30	
9 事 業 所	6	7		

人事委員会年報（令和4年度）

発行年月	令和5年7月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453